

「第二次北上市役所地球環境にやさしい行動計画」 概要版



1 計画の目的・役割

市の事務事業により発生する温室効果ガス削減等に関するマネジメントを行い、北上市環境基本計画の基本目標1に定める「地球環境に配慮した暮らしをするまち」、基本目標2に定める「限りある資源を有効に利用するまち」の実現に貢献するもの。

○「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」第21条第1項により策定が義務づけられる地方公共団体実行計画

○「国等による環境物品の調達に関する法律(グリーン購入法)」に策定の努力義務のあるグリーン購入推進指針について定めるもの

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

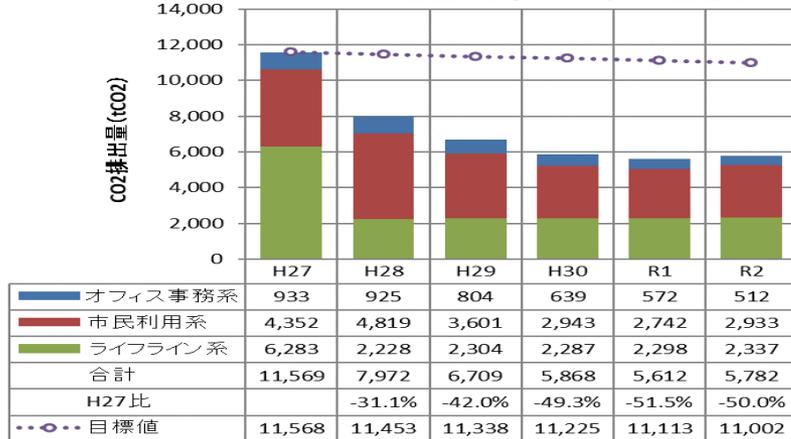
3 計画の対象

- (1) 市の全ての事務・事業(指定管理施設等についても対象)
- (2) 温室効果ガス

温対法第2条第3項に定める7種の温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種とします。ハイドロフルオロカーボンは、公用車のエアコンから排出されるもののみを対象とする。

4 前計画の取り組み状況

温室効果ガス排出量合計



- 温室効果ガス排出量 令和2年度実績値 5,782t-CO₂
基準年度(27年度)比 50%削減 ⇒ 全体総量の6%削減を達成
- 区分ごとに基準年度から毎年度1%以上低減 ⇒ 達成

5 前計画実施後の課題

- (1) 温室効果ガス排出量については、前計画期間に可燃ごみの広域処理化のほか、電気の契約排出係数の小さい北上新電力への切り替え、施設照明のLED化を図るなどハード面での改善により温室効果ガスの排出量削減が図られたが、国からはさらなる削減を求められている。
- (2) ごみの排出量については、組織再編などで、書類整理等によりごみの排出量が増えることがあるため、経年比較が難しいことが挙げられるが、引き続き職員への省資源活動への取り組みや啓発による定着が必要である。
- (3) グリーン購入については、印刷について品質を重視しなければならないため条件が満たせない場合がある。物品調達や報告に手間がかかっており、取り組みを継続、推進する方策が必要である。

6 計画の目標

- (1) 温室効果ガス排出量 令和8年度までに**令和2年度比8%削減**する
(643t-CO₂削減)
※令和3年10月に国が掲げた「令和12年度までに平成25年度比51%削減」に沿い、今後、令和12年度までに令和2年度比15%削減
- (2) 環境負荷低減 一般廃棄物排出量について
現状より増加させない(令和2年度実績から増加率0%以下)
※本庁舎からの排出量で状況を把握する
(各課からの実績報告は求めないが取り組みは継続)
- (3) グリーン購入調達率 基準年度(令和2年度)実績値から5ポイント上昇させる
紙:94% 文具:81% 印刷:15%

7 目標達成のための取り組み【主な取り組み】

- (1) 省エネ活動
 - ①行動によるもの
 - ア クールビズ及びウォームビズ
 - イ ライトダウンデー、ノー残業デー
 - ②設備等によるもの
 - ア 公共施設のLED化の推進(施設所管課)
【施設の新改築の際は原則としてLED照明を導入し、また既存の公共施設(市民利用系)の照明LED化を毎年1施設以上実施】
 - イ 公用車への次世代自動車の導入推進(資産経営課)
【積極的に次世代自動車を導入するとともに、併せて公用車台数の見直しを図る。次世代自動車を毎年1台以上の導入】
- (2) 省資源活動
 - ア 使い捨て製品の使用や購入を抑制
 - イ 電子メール、庁内LAN等を活用し、紙資料の使用の削減
- (3) グリーン購入推進
 - 環境にやさしい物品等リストや報告方法の改善し、指定リストに掲載の環境負荷が少ない物品の調達の習慣化を促進

8 推進体制・監査・公表

